

ボーナスカット裁判（Ⅱ）

大阪地裁の不当判決に断固抗議する！！

9月26日、大阪地方裁判所は「ボーナスカット（Ⅱ）」で、私たちの請求を棄却する不当判決を下しました。

この裁判は、平成16年5月21日に大一両分会の5名の組合員と大二運輸所分会の9名の組合員が原告となり、恣意的な判断によりボーナスカットされたことに対して、ボーナスカット理由の報告者である管理者（36名）を被告として訴えたものです。

判決では、会社がJR東海労働組合を嫌悪・敵視してきたその背景を抜きに、「組合員14名への不当なボーナスカット」に対する事実の有無について、会社側証人の証言や会社が作成したメモを一方的に事実確認したもので極めて不当な判決です。

私たちは、怒りを込めて不当判決を弾劾する！

会社からの組織破壊攻撃を粉碎するために、 さらに職場から闘い抜こう！

私たちJR東海労働組合は、不当判決に対してただちに新幹線関西地本主催で不当判決抗議集会を開催しました。集会の中で、「デタラメな報告を行なった組織破壊攻撃の担い手である不良管理者を法廷の場で糾弾してきたこと」「この裁判闘争に立ち上がったことで、その後ボーナスカットが激減する状況をつくりだしたこと」など、今日まで闘ってきた意義と成果を確認しました。

私たちは、今後も会社のボーナスカットを手段とする組織破壊攻撃に、管理者の「やり得」を許さず、職場から反撃の闘いを推し進めていきます。